

電話の無い自治警察に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月二十九日

小川 友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年参月卅日

電話の無い自治警察に関する質問主意書

一、國家警察と自治警察が同居してゐるのが大部分であるが、部屋を板又は壁で仕切つてあるが、自治警察の方は署長室にも、一般室にも電話の無い警察が大部分で、國家警察の電話を借用してゐる非能率の代表的なものだ、四十八時間に犯人取調べの時代に國家警察で使用してあれば、使えない電話は至急全國的に新設すべきであるが政府の処見を問う。

二、全國の電話の未開通の自治警察数及其れが政府補助の金額等を問う。

三、政府は貸電話を公認致してゐるかどうか処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。